

介護福祉士等修学資金貸付制度

介護福祉士・社会福祉士をめざす皆さんを応援します！



詳しくは裏面を見てね

実施主体

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会

介護福祉士等修学資金貸付制度

貸付対象

厚生労働大臣が指定した養成施設(大学、短期大学、専門学校)に入学し、卒業後、千葉県内の福祉施設等において介護福祉士又は社会福祉士として業務に従事しようとする方。

貸付限度額

①月額5万円

(正規の修業年限を限度)

②入学準備金20万円

(初回送金月に加算)

③就職準備金20万円

(卒業月に送金)

※上記は限度額のため、貸付は修学に必要な額のみとなります。

※貸付には審査がありますので、貸付できないことがあります。

※働きながら修学する方は、就職準備金の対象とはなりません。

申請手続き

申請には養成施設の推薦が必要となるため、入学後に養成施設が申請者を取りまとめ、手続きを行います。

返済について

養成施設卒業の日から1年以内(国家試験に不合格となった場合等は3年以内)に、介護福祉士または社会福祉士の登録を行い、千葉県内の社会福祉施設等で、介護または相談援助等の業務に5年間従事した場合は、貸付金の返済が免除されます。

※従事期間は、介護福祉士または社会福祉士の登録が完了した月から算定します。

※上記にあてはまらない場合は、貸付金の返還が生じます。

※返済が生じた場合は、原則として卒業後月3万円(半年賦は18万円)ずつ返済(無利子)

※返済期間を過ぎると延滞利子が加算されます。

よくあるお問い合わせ



Q

他の貸付事業と併用することはできますか？

A

生活福祉資金や母子寡婦福祉資金、教育訓練給付など、国庫補助で実施されている貸付・給付事業との併用はできません。また、日本学生支援機構の奨学金や日本政策金融公庫の教育ローンについても併用はできません。

Q

千葉県外の養成施設に入学する場合、千葉県の介護福祉士等修学資金を申請することはできますか？

A

養成施設卒業後、千葉県内の福祉施設で業務に従事することを希望する場合には申請することが可能です。

Q

介護福祉士等修学資金の対象となる養成施設を教えてください

A

千葉県内の養成施設は下記のとおりです。千葉県外にある養成施設については、入学を予定している養成施設にお問い合わせください。

■千葉県内の介護福祉士養成施設一覧

学 校 名	課 程 名	お問い合わせ先
聖徳大学短期大学部	専攻科介護福祉専攻	047-365-1111
聖徳大学	心理・福祉学部 社会福祉学科介護福祉コース	047-365-1111
松山学園松山福祉専門学校	介護福祉科	047-392-2211
江戸川大学総合福祉専門学校	教育・社会福祉専門課程介護福祉科	04-7155-2691
成田国際福祉専門学校	介護福祉士科	0476-26-1511
専門学校新国際福祉カレッジ	介護福祉科	043-432-2797
植草学園短期大学	福祉学科 地域介護福祉専攻	043-233-9031
	専攻科介護福祉専攻	
中央介護福祉専門学校	介護福祉科	043-242-0201
京葉介護福祉専門学校	介護福祉科	043-262-7077
東京基督教大学	神学部 国際キリスト教福祉学科キリスト教福祉学専攻	0476-46-1131
城西国際大学	福祉総合学部 福祉総合学科介護福祉コース	0475-55-8800
大原医療秘書福祉専門学校千葉校	介護福祉科	043-290-0008

■千葉県内の社会福祉士養成施設一覧

江戸川大学総合福祉専門学校	社会福祉士養成科通信課程	04-7155-2691
---------------	--------------	--------------

入学を予定している介護福祉士・社会福祉士養成施設にお問い合わせいただくか、下記ホームページをご覧ください。

千葉県社会福祉協議会ホームページ <http://www.chibakenshakyō.com/>